

 県章	<h1 style="margin: 0;">三重県公報</h1>	令和8年4月7日 (火) 第 708 号 毎週火・金曜日発行
---	-----------------------------------	--------------------------------------

目 次			
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
245	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(税 務 企 画 課)	2
246	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
247	同件	(同)	3
選 管 告 示			
23	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選 挙 管 理 委 員 会)	4
24	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	4
公 安 委 告 示			
11	少年指導委員の委嘱	(公 安 委 員 会)	4
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総 務 課)	5
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による管理美容師資格認定講習会の指定	(食 品 安 全 課)	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	農業振興地域整備基本方針の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6
	同件	(同)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7

告 示

三重県告示第 245 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和8年4月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社N T Tデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン
東京都品川区大崎1丁目11番2号
ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
三重県県税条例第3条第1項第1号に規定する事業税(個人の行う事業に対するものに限る。)、不動産取得税および自動車税の収納事務
- 3 指定をした日
令和8年3月19日
- 4 委託をした日
令和8年3月19日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

三重県告示第 246 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大台町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年4月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の名称
笹野 高男
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町栗谷字余谷 965
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 247 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年4月7日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

小畑 宇平、杉下 栄之助

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字中ノ山 602 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

西村 禮門

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市五郷町桃崎字カタブキ 1078 の 1、1078 の 2、1079 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 8 年三重県選挙管理委員会告示第 20 号は、廃止します。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

50 分の 1 の数 28,526

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 278,284

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 8 年三重県選挙管理委員会告示第 21 号は、廃止します。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	73,060
四 日 市 市	83,362
伊 勢 市 ・ 鳥 羽 市	38,105
松 阪 市	42,705
桑 名 市 ・ 桑 名 郡	38,712
鈴 鹿 市	52,147
名 張 市	20,695
東 紀 州	17,735
亀 山 市	12,967
いなべ市 ・ 員 弁 郡	18,807
志 摩 市	12,733
伊 賀 市	22,475
三 重 郡	18,069
多 気 郡	12,386
度 会 郡	11,471

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 11 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり少年指導委員を令和 8 年 4 月 1 日委嘱しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
川原林 幸 子	亀山警察署生活安全課 電話番号 0595-82-0110	亀山警察署管轄区域

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 8 年 3 月 26 日に次の者を表彰しました。

令和 8 年 4 月 7 日

	三重県知事	一 見 勝 之
区 分	氏 名	競 技
三重県民荣誉賞	菰方 里菜	テニス

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 主催者の名称及び所在地

- (1) 名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 所在地 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01 (8 階)
- (3) 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称、所在地並びに連絡先
 名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所
 所在地 愛知県名古屋市中区栄 5-27-14 朝日生命名古屋栄ビル 5F
 電 話 052-684-5657

2 実施計画

(1) 講習期間及び日程

講習期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）から同年 9 月 7 日（月）まで

講習日程

講 習 日		9:30~12:30	13:30~16:30
第 1 日	令和 8 年 8 月 24 日（月）	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生
第 2 日	令和 8 年 8 月 31 日（月）	衛生管理	衛生管理
第 3 日	令和 8 年 9 月 7 日（月）	衛生管理	衛生管理

(2) 講習会場の名称、所在地及び連絡先

講習会場 三重県勤労者福祉会館
 所 在 地 津市栄町 1 丁目 891 番地
 電 話 059-225-2800

(3) 講習予定人員

管理理容師資格認定講習 10 名
 管理美容師資格認定講習 80 名

(4) 受講料

1 人 20,000 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595 番地）

退任理事

多気郡明和町大字山大淀 3205 番地

鈴木良一

就任理事

多気郡明和町大字山大淀 3076 番地

高山保文

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、七取土地改良区（桑名市多度町多度 1 丁目 1 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、神田土地改良区（員弁郡東員町大字山田 2617 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、野代村土地改良区（桑名市多度町多度 1 丁目 1 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 5 条第 1 項の規定により、三重県農業振興地域整備基本方針を令和 8 年 3 月 30 日に変更しました。

なお、関係書類は、三重県農林水産部農地調整課に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び地形測量）
 - 2 作業期間
令和 8 年 3 月 25 日から同年 7 月 10 日まで
 - 3 作業地域
度会郡南伊勢町小方竈
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 11 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 8 年 4 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業地域
四日市市の一部、桑名市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡川越町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年2月27日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和8年4月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
多気郡多気町井内林

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年4月7日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 3月19日	員弁郡東員町大字鳥取字西之内625-1ほか8筆【2工区】	員弁郡東員町大字鳥取646-1 古川 甚介

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>